The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	阪大法学 69巻 3-4号 巻頭の辞
Author(s)	中山, 竜一
Citation	阪大法学. 2019, 69(3-4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/87228
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

巻頭の辞

平成三一年三月三一日、竹中浩先生と平田健治先生が大阪大学大学院法学研究科を退職されました。両先生の業績を称えるとともに、お二人に対する私たちの感謝と惜別の思いを込めて、ここに「阪大法学」特集号を刊行し、両先生に捧げます。

竹中浩先生は、昭和五二年三月東京大学法学部第三類を卒業され、昭和五四年三月東京大学大学院法学政治学研究科修士課程を修了、昭和五八年九月同研究科博士課程を修了されました。昭和五九年四月には大阪大学法学部助教授として採用され、平成七年九月同法学部教授に昇任、大学院重点化に伴い、平成一一年四月大学院法学研究科教授に配置換えとなりました。平成二四年四月から平成二八年三月までの四年間は、同大学院法学研究科長・法学部長を務め、同研究科の発展に大きな尽力をされました。

竹中先生は、教育面では法学部・法学研究科において、主として西洋政治思想史の授業を担当され、ヨーロッパ、アメリカの政治思想に関する豊富な学識と経験を踏まえた講義や演習を通じて、数多くの学生を指導されました。また、その優れた研究成果を踏まえて、ロシア近現代にかんする教科書、概説書、そして一般書への執筆を担当されました。研究面では、ロシア政治思想史の分野で顕著な業績を残されており、ご単著である『近代ロシアへの転換―大改革時代の自由主義思想』（東京大学出版会、一九九九年）は、近代ロシアの建設過程と明治国家との比較可能性についても視野に入れつつ、自由主義的な思想が種々の条件により異なる主張と結びつくことを明らかにしており、画期的な著作との評価が定着しています。また、西洋政治思想に対する深い学識と高い語学力を活かし、

竹中先生はいくつかの翻訳も手がけられました。さらにはグローバル化が生み出す諸問題との関連で、西洋とは異なる日本の近代化モデルを視野に入れながら、東アジアにおける法と政治、さらには行政機構のあり方について論じる斬新な業績の数々も残しておられます。これらの研究成果は、狭い専門の枠にとらわれない先生の広い関心と学識をよく示すものと評価できます。

管理運営面においても、竹中先生は多大な貢献をなさいました。平成二四年からの四年間、法学研究科長・法学部長を務められたほか、大阪大学出版会出版委員会委員、医学系研究科将来構想委員会委員、附属図書館副館長、国際交流委員会委員、教育研究評議会委員、知的財産センター運営委員会委員、経営協議会委員、利益相反管理委員会委員、総合学術博物館運営委員会委員などの役職を歴任されました。とりわけ法学研究科長・法学部長在任中は、法学部・法学研究科六〇周年記念事業を成功裏に実施するとともに、元内閣法制局長官を招へいし、官界との交流を活性化させるなど、部局責任者としての重責を全うされました。社会貢献の面においても、羽島市指定管理者選定委員会委員等を務められ、地域社会のために尽力されました。

平田健治先生は、昭和五三年三月京都大学大学院法学研究科修士課程を修了し、同年四月京都大学大学院法学研究科博士後期課程に進学、昭和五六年三月同課程を単位取得退学されました。同年四月に京都大学法学部助手に採用、昭和五九年四月新潟大学法文学部助教授を経て、平成三年八月同大学法学部教授に昇任、平成九年四月に大阪大学法学部教授として着任されました。大学院重点化に伴い、平成一一年四月同大学院法学研究科教授に配置換え、平成一六年四月同大学院高等司法研究科教授に配置換え、平成二四年四月に再び大学院法学研究科教授に配置換えとなりました。

平田先生は、教育面においては、法学部・法学研究科および高等司法研究科において、民法科目を幅広く担当し、ドイツ法に関する豊富な学識を踏まえた講義や演習を通じて、数多くの学生を指導されました。さらに高等司法研究科では、消費者法の授業を担当され、実務家法曹の養成にも尽力されました。

研究面では、平田先生は主として、事務管理法、不当利得法および消費者法の三領域で優れた業績を残しておられます。第一に事務管理法については、わが国で最も権威ある逐条注釈書とされる『新注釈民法』の「事務管理」の項を執筆し、事務管理法研究の到達点を明らかにされました。さらにはドイツ法との比較検討を通じ事務管理制度が担う機能の研究を重ねられ、ご単著として『事務管理の構造・機能を考える』を執筆・刊行されました。必ずしも豊富とは言えない事務管理にかんする研究状況にあって、同書は従来の研究を大きく進展させる貴重な成果と評価されています。第二に不当利得法については、多くの論文や判例評釈を発表されたほか、日本私法学会第七五回大会シンポジウム「不当利得法の現状と課題」において、支出利得法に関する報告と討論を行っておられます。また、『新版注釈民法』では、関連する無効および取消しの項を執筆されました。第三に、平田先生は消費者法に関しても優れた業績を残されており、なかでも電子取引および電子署名に関する一連の研究は、インターネットがもたらす法律問題に取り組む先駆的業績として評価されています。

管理運営面でも、多くの学内委員会や部内委員会委員を歴任し、適正かつ円滑な大学運営に貢献されています。また、社会貢献の面でも、長年にわたり大阪弁護士会資格審査会、同会懲戒委員会の委員を務められるとともに、消費者法の専門家として、豊中市消費問題懇話会、同市消費生活審議会、大阪市消費者保護審議会の委員も務め、地域社会に多大な貢献をされました。また、公益財団法人大学基準協会の知的財産専門職大学院認証評価委員会委員、日本私法学会理事を務めるなど、高等教育や学術の発展にも多大な貢献をなさいました。

このように、竹中先生と平田先生は、教育・研究に大きな足跡を残され、また、大阪大学と法学部・法学研究科・高等司法研究科の発展のために尽力されました。ここに、両先生に対し、あらためて深い敬意と感謝を捧げるとともに、これまで同様、私たちに対し暖かくご指導を賜りますようお願い申し上げて、巻頭の言葉といたします。

令和元年一一月

大阪大学法学会評議員長
大阪大学大学院法学研究科長　中　山　竜　一